

## ○立川市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成26年 3月31日要綱第48号

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、立川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる委員18人以内をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般社団法人東京バス協会の代表者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその組織する団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 利用者の代表者
- (6) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (8) 東京都北多摩北部建設事務所の職員
- (9) 警視庁立川警察署の職員
- (10) 学識経験者
- (11) 市長が指名する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより会議の公平かつ円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 交通会議は、特定の事項を協議させるため、部会を設置することができる。

- 2 部会長及び部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(謝礼及び記念品)

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、まちづくり部交通対策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日要綱第89号）

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第79号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年 月 日要綱第 号）

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。